

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査対象団体及び長野県知事から、令和 2 年度財政援助団体等の監査結果の報告に添えて提出した意見に対して、次のとおり対応する方針である旨の通知がありました。

令和 3 年 9 月 6 日

長野県監査委員 田 口 敏 子
 同 西 沢 利 雄
 同 青 木 孝 子
 同 本 郷 一 彦

監査対象団体名	監査の結果（意見）	対応方針
公益社団法人 長野県林業公社	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 内部統制の充実</p> <p>地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和 2 年 4 月から導入されました。</p> <p>県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。</p> <p>このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。</p> <p>また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、財政援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	<p>1 平成 25 年 5 月制定の「内部統制に関する基本方針」に基づく内部統制体制により、森林整備事業を推進しています。</p> <p>特に、財務会計業務については、林業公社会計基準、公社会計処理規程及び長野県財務規則等の関係法令に基づき、適正かつ効率的な予算執行に努めます。</p> <p>また、監事には、以前から公認会計士を選任し、平成 25 年から定款により公認会計士を選任しています。</p> <p>なお、監事は理事長及び会計監査人と定期的に意見交換を行っております。</p>
	<p>所管課（森林づくり推進課）に対する意見</p> <p>1 県と公社の連結損益試算の公表と県民への説明</p> <p>長野県林業公社（以下「公社」という。）は、平成 29 年度までに全ての分収林について契約団地ごとに施業地カルテを作成し、これを基に施業方針を見直した上で、今後の管理・伐採を含む長期事業計画を策定するとともに、長期収支予測試算の見直しを行いました。</p> <p>また、県は公社に対し、直接、貸付を行うほか、金融機関からの借入に対し全額損失補償を行っており、令和元年度末現在の貸付残高は 229 億余円、損失補償額は 72 億余円となっています。この借入金は、公社が見直した長期収支予測試算では、全て</p>	<p>1 林業公社では経営改革プランを策定し、経営改革に取り組んでいます。長期収支については令和 3 年度に公社において公表される試算結果により、県との連結損益の試算結果等の説明に努めます。</p>

監査対象団体名	監査の結果（意見）	対応方針
	<p>の立木の販売が完了する最終事業年度（令和 58 年度(2076 年度)）に約 116 億円（平成 29 年度公表値）が累積債務として残り、県が回収不能になることが見込まれます。</p> <p>長期収支予測は、木材価格や生産材積の変動による影響が大きい面もありますが、当該累積債務は非常に多額であることから、県民に広く理解を得ていく必要があります。</p> <p>公社の長期収支予測試算の公表は平成 24・29 年度に行われていますが、県と公社の連結損益試算の公表は平成 24 年度以来行われていません。</p> <p>今後は公社の長期収支予測試算公表に併せ、県と公社の連結損益試算を公表し、正確かつ分かりやすい説明をするよう努めてください。</p>	
<p>一般財団法人 長野県林業用苗木安定基金協会</p>	<p>1 内部統制の充実</p> <p>地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和 2 年 4 月から導入されました。</p> <p>県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。</p> <p>このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。</p> <p>また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、財政援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	<p>1 職務執行状況を常に見直し、チェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p>また、当協会は基金の運用益により運営がなされている団体であり、運営規模が少額であることなどから、外部登用による会計監査人の設置をしておりません。</p> <p>その中で、当協会としては、現在においても会計事務を監査していただいている税理士事務所の指導を仰ぎながら監査体制の充実強化を図っているため、引き続き健全な団体運営を進めてまいります。</p>
<p>公益財団法人 長野県暴力追放県民センター</p>	<p>1 内部統制の充実</p> <p>地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和 2 年 4 月から導入されました。</p> <p>県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。</p> <p>このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業</p>	<p>1 当法人の財務会計処理は、会計処理規程で出納員である事務職員が処理をし、会計事務を統括する事務局長までの決済と規定しておりますが、担当者任せとすることのないように専務理事までの決裁を受けております。今後もチェック体制の強化を図るため、少額の処理であっても専務理事までの決裁とします。</p> <p>会計処理方法等に質疑がある場合</p>

監査対象団体名	監査の結果（意見）	対応方針
	<p>務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。</p> <p>また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、財政援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	<p>は当法人を所管する当県警本部に確認し、決算時には委嘱している公認会計士のチェックを受けておりますので、さらなる連携強化を図りたいと思います。</p> <p>また、会計処理規程等を初めとした内部統制に関する規程に関しても、再度点検し、整備、見直しの必要性について検討してまいります。</p> <p>当法人の監査につきましては、業務運営及び会計制度に精通した金融機関の支店長等を勤めた異なる協会の役員2名を選任して監査を受けておりますが、監査自体が形骸化していかないように留意し、今後も財務報告等の信頼性の確保に努めてまいります。</p>
<p>公益財団法人 南信州・飯田産業センター</p>	<p>1 予算変更ルールの検討 当法人の定款では、予算を変更する場合は理事会の承認を受けなければならないと規定されていますが、予算を変更するための具体的手続きを定める規定がありません。</p> <p>予算の適切な執行を図るためのルールについて検討してください。</p> <p>2 内部統制の充実 地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和2年4月から導入されました。</p> <p>県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。</p> <p>このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。</p> <p>また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、財政援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	<p>1 補正予算及び予算流用の決裁区分を当センター会計規程に定めることが、令和3年3月15日開催の理事会で承認されました。</p> <p>今後、規程に従い、予算の適切な執行管理に努めてまいります。</p> <p>2 当センターは、平成31年1月に「産業振興と人材育成の拠点“エス・バード”」に事務所機能を移転し、以前にもまして国・県・信州大学等と連携し、地域産業の振興や人材育成に取り組んでいます。</p> <p>また、当センターの工業技術試験研究所では、航空機関連の環境試験機器の整備を進めるとともに、今後国内唯一の環境試験の拠点として試験体制を確立し、国際的・公的に認められる試験結果を出すことが可能になる認定試験所化（ISO17025 試験所認定取得）を目指しています。</p> <p>上記のような課題に取り組んでいくため、また、内部統制の充実に目的に、従来は飯田市工業課長が兼務していた事務局長の職を、令和3年4月より専任職員とし、財務会計をはじめとした業務全般の管理体制強化を図っています。</p> <p>監事については、財務管理体制の強化を目的に、平成28年度から地元金融団の代表を選任しています。また、平成29年度からは、従来2名体制であっ</p>

監査対象団体名	監査の結果（意見）	対応方針
		<p>た監事を1名増員し、飯田市監査委員の実績のある税理士を選任し体制の強化、充実に努めています。</p>
<p>一般財団法人 塩尻・木曾地域 地場産業振興セ ンター</p>	<p>1 内部統制の充実 地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和2年4月から導入されました。 県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。 このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。 また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、財政援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	<p>1 当センターの正規職員は4名と限られていますが、財務会計処理が担当者任せにならないよう、3名の職員の決裁を得るなどして、業務執行状況に相互牽制を取り入れるように、「令和2年度財政援助団体等監査」以降、変更しました。 また、令和3年5月に当センター担当の会計事務所と相談し、今後、会計の研修会を行う予定です。 監事について、現在は財務等の知見を有する者として、株式会社長野銀行塩尻支店支店長に依頼しています。なお、株式会社長野銀行塩尻支店におかれては、人事異動により監事（支店長）は変わることはあっても、決算書等を継続して提出することで、財務状況も把握いただいております。必要の場合において相談し助言をいただくなど、密に連絡をとっています。 業務運営については、経営指導等専門的見地だけではなく、業務全般について指導及び助言いただける塩尻商工会議所専務理事に依頼しています。 また、決算書作成時並びに予算執行において懐疑的なことがある場合には、その都度税理士に相談するなど、それぞれ必要な事業について、その専門の方に相談し対応しています。</p>
<p>株式会社 長野協同データ センター</p>	<p>1 内部統制の充実 地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和2年4月から導入されました。 県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。 このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。 また、団体運営において重要な職責を担</p>	<p>1 内部統制への取組みとして、その目的とリスク管理の観点から、既存の内部統制（社内ルール）の評価・見直しを行います。 また、公認会計士を講師とした社内研修会を開催し、「自らも業務遂行を通じて、内部統制の整備や運用に関わっており、責任を持ちしっかりと運用する」という従業員の意識改革を図ります。 なお、当社では月次で監査役による会計監査・業務監査を実施していますが、その際必要に応じて顧問税理士とも連携できる体制をとっております。当社内部統制の重要な構成要素となっているため、引き続き監査機能の充実</p>

監査対象団体名	監査の結果（意見）	対応方針
	<p>う監事（監査役）は、財政援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	<p>に努めてまいります。</p>
<p>長野県土地開発公社</p>	<p>1 内部統制の充実</p> <p>地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和2年4月から導入されました。</p> <p>県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。</p> <p>このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。</p> <p>また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、財政援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	<p>1 当会社では、支出事務等の財務会計処理は、総務省が定めた「土地開発公社経理基準要綱」及び公社財務規程に則り、予算執行者と公社出納員による牽制体制の下で、平成26年度以降、毎月、現金及び会計関係諸表との照合を行う「月次監査」を職員全員で実施することにより、適正な会計処理に努めております。</p> <p>今後も、県の「内部統制基本方針」を参考に、事務処理の一層の適正化、コンプライアンスの遵守等に取り組んでまいります。</p> <p>監査体制につきましては、当会社の監事は、公有地の拡大に関する法律第16条第1項に「設立団体の長が任命する」と規定されており、知事が任命した県会計管理者及び県財政課長が就任しております。また、会計事務を適正に執行するため、公認会計士と年間を通じた委嘱契約を締結し、決算調整等の会計指導を受けるなど、体制の充実に努めてまいります。</p> <p>引き続き、現在実施している公社の運営体制により、会計事務の適正化に努めてまいります。</p>

監査委員事務局